

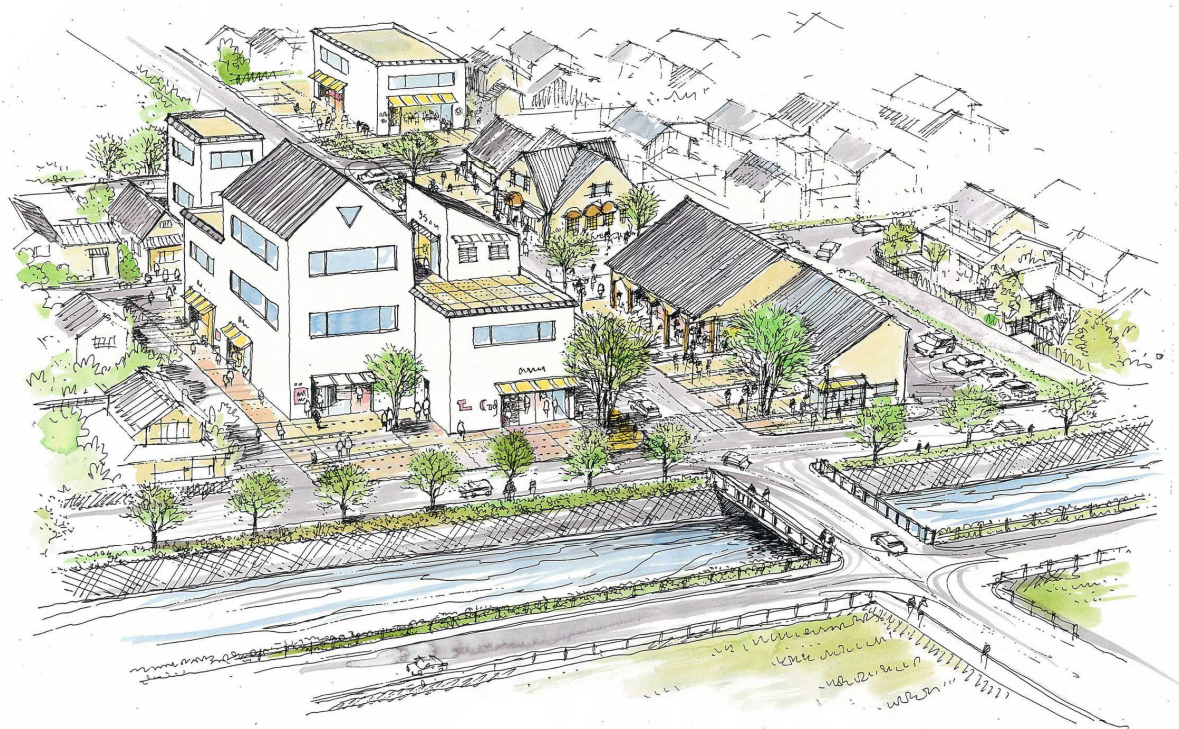
まちの区域の運用指針

基本的な考え方

まちの区域は、都市的な施設の集積により地域環境が形成されており、今後とも人々の居住や都市的な活動の場として、良好な市街地環境の形成を目指しています。

この区域における開発にあたっては、開発・整備される建築物等を市街地環境の向上に貢献するものとし、魅力的な都市的環境を形成することが大切です。

- 優れた樹木及び貴重な植生
- 道路や川の景観を意識した緑化
- 駐車場など適切な箇所の緑化



地域の特徴的な景観を保全しましょう

樹木等の保全

開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、当該箇所の樹木等が保全されるよう努めること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。

- (1) 良好な地域環境を形成している樹林
- (2) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所
- (3) 地域に親しまれている樹木が存する箇所

[解説]

●良好な地域環境を形成している樹木や樹林の保全について

- ・まちなかに残る樹木や樹林は町並みに潤いを与える身近な自然として、また地域の営みの歴史を伝える要素として貴重です。
- ・造成を伴う開発行為や建造物等の建築にあたっては、これら地域の特徴的な景観を壊さないよう、敷地内のみならず遠い視点場からの見え方などにも留意して、開発地の選定及び計画の検討を行ってください。

●優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所とは

- ・自然環境保全地域や郷土記念物の指定を受けている箇所のほか当該地域の特徴的な景観を構成する要素となっている樹木や植生については、本規定の適用対象として取り扱うものとします。

●地域に親しまれている樹木とは

- ・ランドマークとなっている路傍の巨樹、まち中にある樹木、ほこら祠等にある樹木、道路から見える庭木などの樹木をいいます。
- 改変が軽微で景観の形成に支障がない場合とは
 - ・樹林地の外観が維持され、遠望した場合に改変の有無がほとんど目につかない場合に緩和する旨の規定です。



町中に残る祠(ほこら)と緑



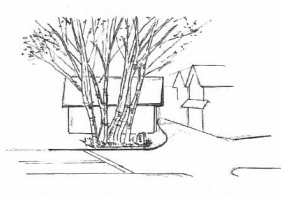
まちなかの貴重な樹林



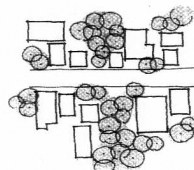
シンボリックな大木



駐車場を彩る植栽



町かどの景観木



- 建物と建物のすき間に緑地を入れていくことで、面的な広がりを感じていく。



辻のアイストップとなる樹木

潤いあるまちをつくるよう、緑地の配置や緑化方法を工夫しましょう

緑地の確保

開発区域の面積（開発区域内に屋外運動競技場がある場合にあつては、開発区域の面積から屋外運動競技場の面積を控除することができる。）に対して、10パーセント以上の面積の緑地が当該開発区域内に確保されるよう努めること。ただし、開発区域の面積が0.3ヘクタール未満の場合で、樹木が適切な箇所に配置される場合は、この限りでない。

道路沿い及び河川沿いの植栽

開発区域内の次に掲げる箇所には、景観の形成に有効な樹木が配置されるよう努めること。

- (1) 主要な道路の沿道
- (2) 河川と開発区域との境界部

緑地等の維持管理

開発区域内に保全又は確保された緑地等は、適切に維持管理されるよう努めること。

[解説]

●緑地の確保について

- ・緑条例に基づく届出基準となっている1,000㎡以上の開発は、まちなかにあつては比較的大規模な開発であり、市街地環境や町並みに与える影響も大きいものがあります。
- ・潤いある良好な市街地環境を作るために、道路沿いや河川沿いなどの適切な箇所に2本以上の中高木を配置するよう工夫してください。また、3,000㎡以上のより大規模な場合には開発区域面積の10パーセント以上の緑地の確保が求められます。
- ・次のような町並みづくりの上で重要な箇所では、建築物等の高さや規模とバランスのとれた緑量の樹木、樹林を配置するよう工夫してください。
 - まちかどなど、周囲から見通される場所
 - 道路沿いなど、歩行者が通行する場所
 - 公園緑地や河川沿い、樹林地近傍など、潤いある景観を作る上で重要な場所
 - 駐車場など、アスファルト、コンクリート、砂利などにより無機質になる場所



大きな建物には大きな緑を

●「緑地」の考え方

- ・「緑地」とは、樹木、竹、花及び芝その他地被植物が適切な割合で植栽され、景観上の遮蔽・緩衝・演出などの効果を有する土地を基本とします。ただし、農地については、これに含まないものとして取り扱います。
- ・また、まちの環境と調和する景観形成の趣旨から、次のものもここでは緑地面積として算定できることとします。



開発と調和した緑地確保

- 樹木の成木時の樹冠の投影面積（※）
- 緑地と一体にみなせる水面や石などの
修景要素及び緑地内通路
- 駐車場の緑化舗装あるいは植栽の部分
- 屋上緑化の植栽部分（勾配屋根の緑化
部分等、周囲から視認できるものに限
る）
- 壁面緑化の植栽による被覆部分（壁面に植栽基盤を直接設置するもの（基盤造成型）等
に限る）
- その他、植栽等により修景措置された土地の部分

植栽時の樹木の高さ	成木時のみなし樹冠面積
1 m以上 2.5m未満	3.8 m ²
2.5m以上 4 m未満	8.0 m ²
4 m以上	13.8 m ²

※ 中高木（成木時の樹高が概ね3 m以上となる樹木）については、植栽時の樹高に応じた「みなし樹冠」の面積（上表参照）を緑地面積として採用できるものとします。

●道路及び河川沿いの緑化について

- ・主要な道路とは、開発区域への進入路となる道路及び当該区域内の主要な道路で、開発区域周辺からもっとも目につきやすい道路を指します。また、対象となる河川は、一級河川、二級河川、準用河川とします。
- ・主要道路沿いや河川沿いでは、開発区域が周辺の景観になじむように、樹木を列植するあるいは緑の固まりとしてまとめて配置するなど、地区の特性に応じて適切に緑化してください。
- ・ただし、既に街路樹が整備されている場合、河畔林などの樹木が保全されている場合にあっては、それらとの調和を優先するものとし、追加的緑化が不要となる場合があります。



道路沿いのシンボリックな樹木



河川側にまとまった緑地

緑と建築物等との調和を工夫しましょう

建築物と緑地

開発区域内の緑地又は樹木と予定建築物等は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 予定建築物等と調和した景観を形成するよう緑地又は樹木の適切な配置に努めること。
- (2) 宅地分譲に係る開発行為にあっては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状の適切な計画に努めること。

[解説]

●緑と建築物等との調和について

- ・「まちの区域」では、既成市街地の中での開発となるので、道路に面して緑が配置されることで、潤いある町並みを形成することが重要です。このため、開発区域の境界部や建築物等の近傍及び道路・河川沿い、駐車場まわりなど、いわゆる「際（きわ）」と呼ばれる部分には緑地を配置し、樹木や竹、芝などを用いた緑化修景を工夫してください。
- ・例えば、下記のような町並みづくりの上で重要な箇所では、特に緑化の工夫をしてください。

- まちかどなど、周囲から見通される場所
- 道路沿いなど、歩行者が通行する場所
- 公園緑地や河川沿い、樹林地近傍など、潤いある景観を作る上で重要な場所
- 駐車場など、アスファルト、コンクリート、砂利などにより無機質になる場所



建物規模に応じた印象的な樹木

●緑地や樹木の配置方法について

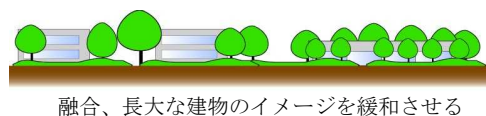
- ・予定建築物等の規模、形状を勘案して、緑地がこれらと一体となり、建築物等が緑の中に見え隠れするような景観となるように、緑地や樹木が配置されていることが重要です。

●宅地分譲に係る宅地の規模及び形状について

- ・宅地の規模は、おおむね 150 m²程度を標準とし、宅地の形状は、建築後その周辺に緑化が可能となるよう、間口と奥行きとの割合を 1:2 以内の整形に近いものとします。



アイストップとなる緑地



宅地分譲では緑化の余裕を持つ

擁壁・法面等の緑化を工夫しましょう

擁壁等の緑化修景

擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物で、かつ、周辺から容易に望見し得るものにあつては、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景に努めること。
- (2) 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあつては、その周囲等適切な箇所に樹木等を配置するよう努めること。

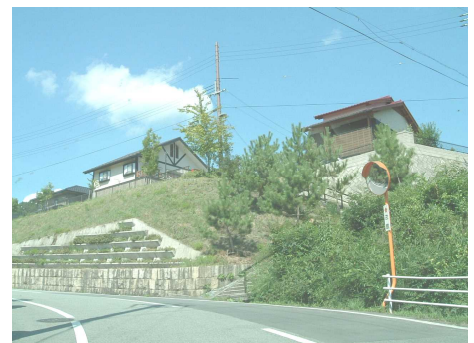
法面の緑化

開発行為によって生じることとなる法面のうち、その傾斜度が15度以上のもので、かつ、周辺から容易に望見し得るものにあつては、適切な方法で樹木等を配置した緑化修景に努めること。

[解説]

●擁壁・法面等の緑化修景について

- ・造成に伴い法面や擁壁等が必要となりますが、裸地あるいはコンクリート等がむき出しのままでは、無機質な印象を与えてしまいます。良好な市街地環境を形作るため、法面や擁壁等には樹木（植樹が困難な場合は地被植物、つる植物等）を用いた緑化、又は木や石などの自然素材の使用、あるいは緑化フェンスやフラワーポットの利用など、景観に配慮した仕上げなどを工夫してください。なお、法面の安定、擁壁や補助資材等の安全の確保には十分留意が必要です。



緑化ブロック等の利用

●開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物とは

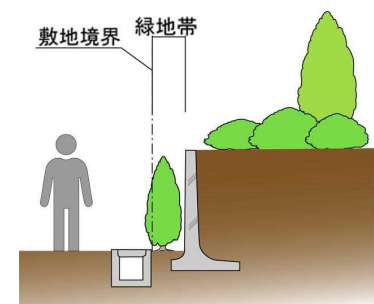
- ・景観上の視点からとらえた工作物であつて、表面に現れないものや小規模なものは除きます。擁壁にあつては地上高さ2m以上のもの、排水施設にあつては洪水調整池（堤体の部分を除く。）について、周辺から容易に望見し得るものは、景観に配慮した仕上げ、又は緑化修景を行うものとします。
- ・建物の背後にあるなど通常の利用において見えないものは必ずしも緑化修景を行う必要はありません。



水路、擁壁などに自然石を利用

●駐車場、屋外運動競技場等の緑化修景について

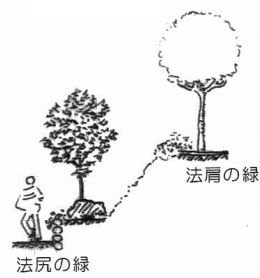
- ・駐車場、屋外運動競技場等については、本来の機能を阻害しない範囲で、周囲から見た場合に周辺景観となじむよう、周辺部やエントランス部、関連建物や駐車場等に樹木を配置してください。
- ・特に駐車場については、アスファルトやコンクリートのみで覆うのではなく、緑化舗装や植栽の配置などを工夫して



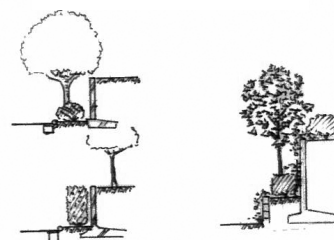
ください。

●傾斜度 15 度以上とは

- ・水平面と法面のなす角度が 15 度以上の場合をいいます。一般に生じる法面は、ほとんどこれに該当すると考えて差し支えありません。
- ・一般に 15 度未満の斜面は視覚的に奥行きを感じさせる程度の傾斜であるが、15 度以上からは視覚的に垂直な面として感じさせ始め、30 度以上になると視覚的に垂直面に近いものを感じさせる傾斜とされています。このため 15 度以上のものについて配慮を求めるものです。



法面の緑化例



コンクリート擁壁を用いる場合は樹木等で修景

自然と人の交流の区域の運用指針

基本的な考え方

自然と人の交流の区域は、周辺土地利用との調和に配慮しつつ自然、農林業等の体験施設、滞在施設等の整備を図り、都市と農村の交流の拠点となるような緑豊かな環境の形成を目指しています。

この区域における開発にあたっては、開発・整備される建築物等を周辺の田園や森林・高原などの環境と調和したものとし、魅力的な交流空間を形成することが大切です。

- 森林や樹林等の自然環境を適切に保全する
- 大規模な土地の改変が生じないように造成する
- 大規模な建物は、樹木の間から建物が見え隠れする景観を目指す



地域の特徴的な景観を保全しましょう

地形、森林、樹木等の保全

開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあつては、当該箇所の地形、森林、樹木等が保全されること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。

- (1) 独立峰の頂部、平野部又は水面に対して突出した尾根筋の突端部等視覚的に明確な地形を有するもののうち、優れた景観の構成要素となっている箇所
- (2) 連続した稜線のうち、周辺から展望した場合に当該山系の輪郭線を構成している箇所
- (3) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所
- (4) 開発区域の境界部にある樹林

[解説]

●地形・森林、樹木等の保全について

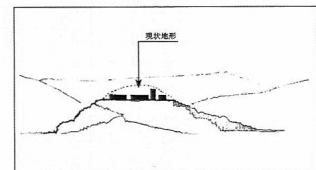
- ・山の姿が印象的な独立峰、山並みとして認識される連続した稜線と尾根筋の突端部、古木や大木及びそれらの樹林地などは、長い歴史の中で形作られてきたもので、地域の特徴的な景観を構成する骨格的要素として非常に重要です。中には歴史の舞台や信仰の対象、愛着ある風景となっているものも多く、「地域の財産」として保全継承していく必要があります。
- ・造成を伴う開発行為や建造物等の建築にあたっては、これら地域の特徴的な景観を壊さないよう、敷地内のみならず遠い視点場からの見え方などにも留意して、開発地の選定及び計画の検討を行ってください。

●独立峰の頂部とは

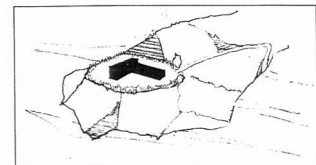
- ・周辺の地形から垂直方向に突出した山（独立峰）の最も視覚的に目立つ部分を指します。国土地理院の地図において、〇〇山〇〇岳等固有名称が記されている山は、地域のランドマークとして親しまれてきたものである場合が多く、これらが開発区域に含まれている場合は、ランドマークとしての特性を失わないように注意してください。

●尾根筋の突端部等視覚的に明確な地形を有するものとは

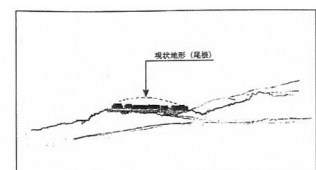
- ・周辺の地形から水平方向に突出した尾根筋の最も視覚的に目立つ部分を指します。平野部に突出しているものは、地図における等高線の状況、道路の屈曲状況、神社等の存在に注意しつつ、現地においてその視覚的役割を判断する必要があります。
- ・これら突出した尾根は、改変すれば目立つ箇所なので注意してください。



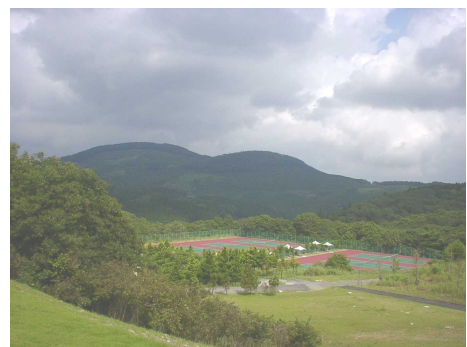
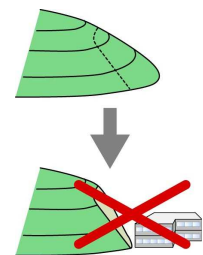
×独立峰頂部では開発しない



×突出尾根では開発しない



×山の稜線では開発しない



特徴的な地形の保全

●連続した稜線とは

- ・稜線が全く途切れなく一つの山系の輪郭を構成していることは極めてまれで、複数の稜線が視覚的に連続した形となっているのが通常です。ここでの連続は視覚的な連続を含むものと解します。稜線を展望する場合には、敷地近辺のみならず、遠い視点場からの見え方を考慮してください。

●優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所とは

- ・自然環境保全地域や郷土記念物の指定を受けている箇所のほか当該地域の特徴的な景観を構成する要素となっている樹木や植生については、本規定の適用対象として取り扱うものとします。

●開発区域の境界部にある樹林の保全について

- ・開発区域の境界部に樹林があり、その樹林が周囲の森林や樹林と連続している場合には、一体的な自然環境として保全するため、開発区域境界部の樹林を保全してください。

●改変が軽微で景観の形成上支障がない場合とは

- ・改変の程度が当該地域の輪郭線をほとんど乱さず、遠望した場合に改変の有無がほとんど目につかない場合に緩和する旨の規定です。



固有の景観の保全



森林保全と開発のバランス

自然環境と調和するよう、緑地の配置や緑化方法を工夫しましょう

緑地の確保

開発区域の面積（開発区域内に屋外運動競技場がある場合は、開発区域の面積から屋外運動競技場の面積を控除することができる。）に対して、原則として、30パーセント以上の面積の緑地が当該開発区域内に確保されること。

道路沿い及び河川沿いの植栽

開発区域内の次に掲げる箇所には、原則として、景観の形成に有効な樹木が配置されること。

- (1) 主要な道路の沿道
- (2) 河川と開発区域との境界部

緑地・植栽の質

開発区域内に樹木等を植栽する場合は、原則として、地域に適合した多様な在来種が選定されること。

森林、緑地等の維持管理

開発区域内に保全又は確保された森林、緑地等は、適切に維持管理されること。

[解説]

●自然環境と調和した景観形成について

- ・「自然と人の交流の区域」は、優れた自然環境の中に位置し、周囲の豊かな自然環境と調和した交流空間を形作ることが重要となります。
- ・自然環境と新たな開発との景観的な調和を形作るため、また周囲の森林環境を保全するための緩衝帯として、開発区域面積の30パーセント以上の緑地を確保してください。

●「緑地」の考え方

- ・「緑地」とは、樹木、竹、花及び芝その他地被植物が適切な割合で植栽され、景観上の遮蔽・緩衝・演出などの効果を有する土地を基本とします。ただし、農地については、これに含まないものとして取り扱います。



敷地境界部に周辺と調和する樹林



演出と調和を考慮して植栽

- ・また、自然環境と調和する景観形成の趣旨から、次のものもここでは緑地面積として算定できることとします。

- 樹木の成木時の樹冠の投影面積（※）
- 緑地と一体にみなせる水面や石などの修景要素及び緑地内通路
- 駐車場の緑化舗装あるいは植栽の部分
- 屋上緑化の植栽部分（勾配屋根の緑化部分等、周囲から視認できるものに限る）
- 壁面緑化の植栽による被覆部分（壁面に植栽基盤を直接設置するもの（基盤造成型）等に限る）
- その他、植栽等により修景措置された土地の部分

植栽時の樹木の高さ	成木時のみなし樹冠面積
1 m以上 2.5m未満	3.8 m ²
2.5m以上 4 m未満	8.0 m ²
4 m以上	13.8 m ²

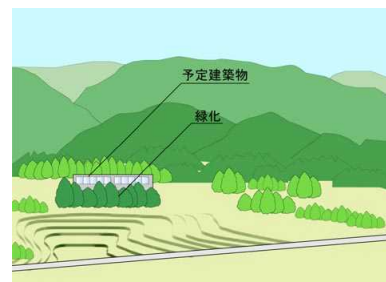
※ 中高木（成木時の樹高が概ね3m以上となる樹木）については、植栽時の樹高に応じた「みなし樹冠」の面積（上表参照）を緑地面積として採用できるものとします。

●緑地・植栽等の質について

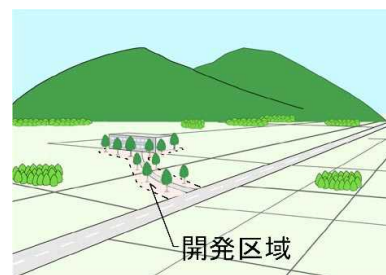
- ・「自然と人の交流の区域」では、周囲の自然環境と景観的に調和しつつ新たに交流空間を整備することが望まれます。このため、緑地についても、周囲と類似の樹木・植生による緑地だけでなく、交流空間にふさわしい演出性のある樹木・植生による緑地を配置する方が望ましい場合もあります。全体の開発コンセプトに応じて、これらの緑地をうまく使い分けて配置し、自然の中の豊かな交流空間を形作るよう工夫してください。

●道路及び河川沿いの緑化について

- ・主要な道路とは、開発区域への進入路となる道路及び当該区域内の主要な道路で、開発区域周辺からもっとも目につきやすい道路を指します。また、対象となる河川は、一級河川、二級河川、準用河川とします。
- ・主要道路沿いや河川沿いでは、開発区域が周辺の森林環境になじむように、緑地を確保して、樹木を列植するあるいは緑の固まりとしてまとめて配置するなど、地区の特性に応じて適切に緑化してください。
- ・ただし、既に街路樹が整備されている場合、河畔林などの樹木が保全されている場合にあつては、それらとの調和を優先するものとし、追加的緑化が不要となる場合があります。



適切な緑地の配置（山裾）の例



主要な道路から見た場合（中景）

緑と建築物等との調和を工夫しましょう

建築物と緑地

開発区域内の緑地又は樹木と予定建築物等は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 予定建築物等と調和した景観を形成するよう緑地又は樹木が適切に配置されること。
- (2) 大規模な予定建築物等にあつては、主要な道路、集落等から見て相当の緑量を有する樹木がその前面に配置されること。
- (3) 宅地分譲に係る開発行為にあつては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画されること。

建築物等の形態

予定建築物等にあつては、主要な道路、集落等からみて開発区域周辺の樹林等から著しく突出しないよう、また、森と高原の区域への展望を著しく妨げるものがないよう、その配置、規模及び高さが適切に定められること。

[解説]

●緑と建築物等との調和について

- ・自然環境と調和した景観を形作るよう、開発区域の境界部や建築物等の近傍などに緑地を配置し、樹木や竹、芝などを用いた緑化修景を工夫してください。
- ・下記のように、自然環境と相違の大きい場合には、緩衝効果や遮蔽効果を見込んだ緑地の配置と緑化方法について工夫してください。

○自然の中にコンクリートがむき出しになるなど

「素材の相違」

○周囲の樹木よりも高い建物が建つなど「規模の相違」

○自然にはない原色を用いるなど「色彩の相違」

●緑地や樹木の配置方法について

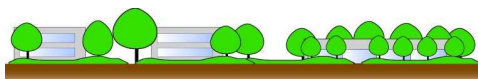
- ・予定建築物等の規模、形状を勘案して、緑地がこれらと一体となり、建築物等が緑の中に見え隠れするような景観となるように、緑地や樹木が配置されていることが重要です。

●大規模な予定建築物等について

- ・大規模な予定建築物等とは、「建築物で、高さが15m超または建築面積が1,000㎡超のもの」及び「工作物で、高さが15m超（当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合は、その高さが10m超、かつ、当該建築物等の高さとの合計が15m超）またはその敷地の用に供する面積が1,000㎡超のもの」とします。
- ・大規模ゆえに遠方からも目立つため、敷地近辺のみならず、遠い視点場からの見え方を考慮して、建築物等が緑の中に見え隠れするような景観となるように、緑地や樹木を前面に配置してください。



周辺景観と建物の調和



融合、長大な建物のイメージを緩和させる



緑と建物の調和

●宅地分譲に係る宅地の規模及び形状について

- ・宅地の規模は、おおむね 200 m²程度、現状有姿分譲でおおむね 400 m²程度を標準とし、宅地の形状は、建築後その周辺に緑化が可能となるよう、間口と奥行きとの割合を 1:2 以内の整形に近いものとします。

●建築物等の形態について

- ・建築物等についても、主要な道路、集落など遠方から見たときに、背後の山の稜線に比べて建築物等が突出した印象とならないよう、下記のようにその配置、規模、高さ等を工夫してください。
- ・特に、背後に「森と高原の区域（1号区域）」が位置する場合には、その山並みの頂上部や稜線を分断することのないよう特段の配慮が必要です。
 - 大規模造成を避け、地形に沿った配置にしてください
 - 建物を分棟化あるいは分節化して、長大壁面を回避してください
 - 稜線の連続性を阻害しない程度に抑えた建物高さにしてください

土地の造成方法や擁壁・法面等の緑化を工夫しましょう

土地の造成

開発行為によって大規模な地形の改変が生じないよう、また、周辺の景観と調和するよう土地造成が適切に計画されること。

[解説]

●周辺景観と調和する造成とは

- ・「森を生かす区域」は森林環境にあることから、開発にあたって土地の造成が必要となる場合が多くなります。この場合、近景において景観上の影響を避けることはできませんが、遠方から見た場合に大きく変わってしまうような大規模な地形の改変は、周辺森林との景観的な調和を大きく乱すことになるので、最小限の造成にとどめるよう工夫してください。
- ・開発区域を含む周辺地域の傾斜の方向や平均勾配を尊重する、あるいは保存森林や緑地で大きな法面を覆うなど、現況地形を生かすよう工夫してください。

擁壁等の緑化修景

擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあっては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない工作物で景観の形成に支障がないものは、この限りでない。
- (2) 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあっては、その周囲等適切な箇所に樹木等が配置されること。

法面の緑化

開発行為によって生じることとなる法面のうち、その傾斜度が15度以上のものにおいて、原則として、適切な手法で樹木を配置した緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない法面で景観の形成に支障がない箇所は、この限りでない。

[解説]

●擁壁や法面の緑化修景について

- ・造成に伴い法面や擁壁等が必要となりますが、裸地あるいはコンクリート等がむき出しのままでは、森林環境の中にあって非常に見苦しい印象を与えてしまいます。
- ・森林と新たな開発との調和した景観を形作るため、法面や擁壁等には樹木（植樹が困難な場合は地被植物、つる植物等）を用いた緑化、又は木や石などの自然素材の使用、あるいは緑化フェンスやフラワーポットの利用など、景観に配慮した仕上げなどを工夫してください。なお、法面の安定、擁壁や補助資材等の安全の確保には十分留意が必要です。



樹木による法面緑化

●開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物とは

- ・景観上の視点からとらえた工作物であって、表面に現れないものや小規模なものは除きます。

擁壁にあっては地上高さ2m以上のもの、排水施設にあっては洪水調整池（堤体の部分を除く。）について、周辺から容易に望見し得るものは、景観に配慮した仕上げ、又は緑化を行うものとします。

- ・建物の背後にあるなど通常の利用において、また開発地周辺の道路や集落など遠方からも見えないものは必ずしも緑化修景を行う必要はありません。

●**駐車場、屋外運動競技場等の緑化修景について**

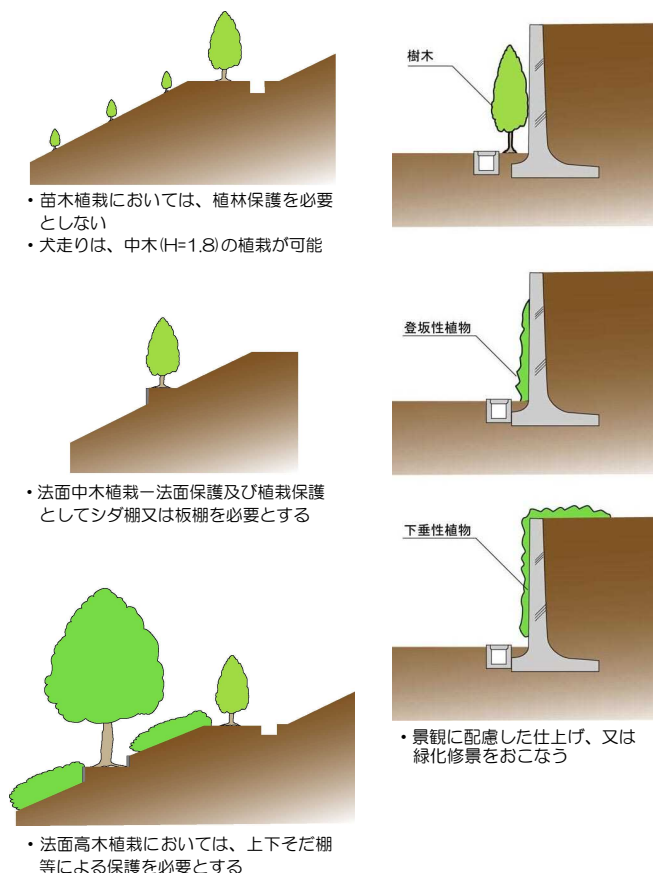
- ・駐車場、屋外運動競技場等については、本来の機能を阻害しない範囲で、周囲から見た場合に森林環境となじむよう、周辺部やエントランス部、関連建物や駐車場等に樹木を配置してください。
- ・特に駐車場については、アスファルトやコンクリートのみで覆うのではなく、緑化舗装や植栽の配置などを工夫してください。



駐車場の緑化

●**傾斜度 15 度以上とは**

- ・水平面と法面のなす角度が15度以上の場合をいいます。一般に生じる法面は、ほとんどこれに該当すると考えて差し支えありません。
- ・一般に15度未満の斜面は視覚的に奥行きを感じさせる程度の傾斜であるが、15度以上からは視覚的に垂直な面として感じさせ始め、30度以上になると視覚的に垂直面に近いものを感じさせる傾斜とされています。このため15度以上のものについて配慮を求めるものです。



その他の留意事項

(1) 建築物等の色

緑条例では、新たな開発行為を地域環境に調和したものとするため、主に森林・緑地の確保、緑化修景の観点から助言・誘導を行う仕組みとなっています。建築される建築物等については保全あるいは確保される緑と調和した規模・形態・意匠となることを求めています。建築物等の色彩については、建物用途や目指すイメージの違い、企業のコーポレートカラーなど様々な要因があり客観的基準化になじみにくいことから、環境形成基準及び同運用指針には明確に定めていません。

しかしながら地域に調和した景観形成の観点からは色彩は重要な要素であり、地域環境に調和した魅力的な開発となるため、次のような配慮をお願いします。

[色彩配慮]

- 原色系の派手な色は避ける
(やむを得ない場合はポイントカラーにとどめ、ベースカラーには使わない)
- 森林・緑地などの自然環境と調和する色彩とする
- 退色、剥離、さびなどを放置せず適切に管理する

[参考：兵庫県 景観の形成等に関する条例 大規模建築物等景観基準の外壁色彩基準]

使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。

- (1) R（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4（区域によっては6）以下
- (2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下
- (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下

上記にかかわらず、各面の屋根を含む見付面積（鉛直投影面積）の1/20以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。

(2) 屋外広告物等

緑条例の対象区域では、別途、屋外広告物条例に基づく許可地域又は禁止地域に指定されており、同条例に基づく広告物の掲出規制がありますので、必要な許可の手続きを行ってください。

(3) 緑化に関する協定の締結等の推進

宅地分譲などの開発地においては、緑条例による事業者と知事との協定の締結とあわせて、入居者や周辺住民による緑地協定（都市緑地法に基づくもの）やその他任意の協定等の締結を積極的に進めるなど、良好な市街地環境の形成や地域全体のまちづくりへの配慮をお願いします。

(4) 夜間景観の演出と光害の防止

緑条例では森林・緑地との景観的調和の観点から、多くの人の目に触れる昼間の景観を助言・指導の対象としています。一方、景観づくりの観点からは、光をうまく使って魅力的な景観をつくる「夜景演出」が重視される、あるいは逆に不要な漏れ光が野生動植物や農作物の生育障害や天体観測の障害となる「光害（ひかりがい）」が問題視されるなどの動向があります。

開発の立地場所や内容によっては夜景あるいは光害への対策も重要な要素となることから、例えば次のような配慮をお願いします。

[夜景配慮]

- 開発コンセプトや施設利用に合わせて適切な夜景について検討する
- 地域づくりの方向も考え合わせて適切な夜景について検討する
(例：ホテルと共生する地域づくり、星空がよく見える地域づくり、など)
- 周辺に貴重な動植物の生息環境や農地がある場合は、生育環境への障害について配慮する

4 住民主体のまちづくりの制度（計画整備地区制度）

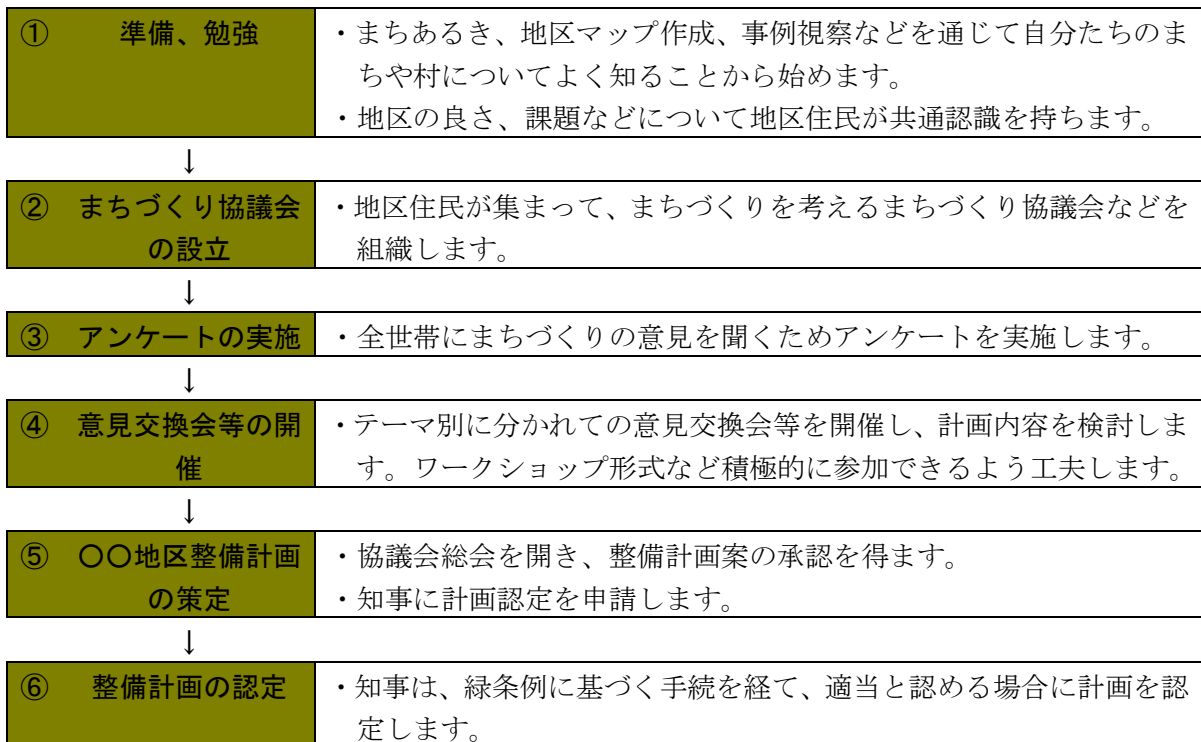


住民主体のまちづくりの流れ

緑条例には、住民が主体となって、自分たちで自分たちの地区のルールづくりを行う制度（計画整備地区制度）があります。

集落などの一定のまとまりのある地区において、住民の皆さんが話し合い、自分たちのまちのルール（整備計画）を決めることができる制度です。

地域環境形成基準が地域全体の「一般的なルール」とすると、整備計画は地区独自の「詳細なルール」といえます。整備計画を策定し、知事の認定を受けることで、整備計画（詳細なルール）に沿ったまちづくりを行うことができます。



整備計画の内容は

住民の皆さんが話し合い、地区の将来像を描き、将来に望ましい土地利用計画、緑化計画、景観計画、建築計画などを作ってください。地区の状況に応じて、道路や水路、公園などの施設の整備構想や、お祭りや交流事業などのイベント計画などを合わせて盛り込むのもよいでしょう。

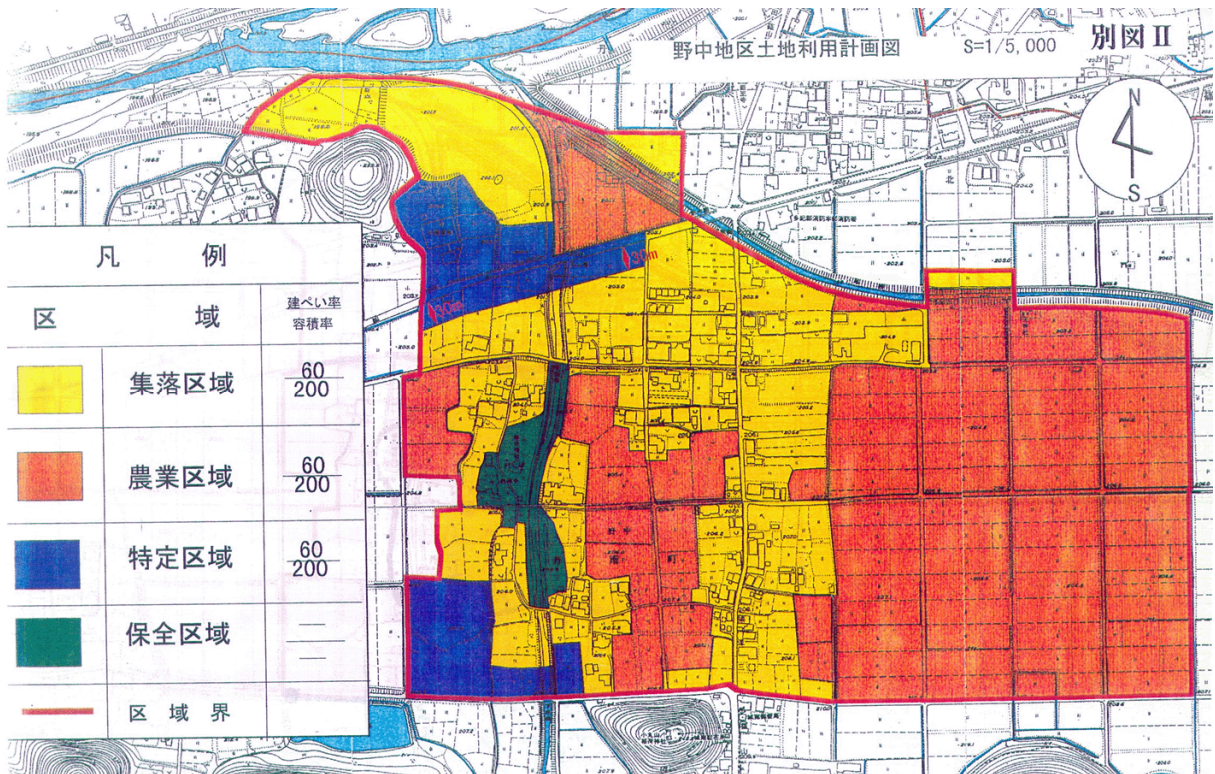
県や市町では、アドバイザー派遣など計画策定についての支援を行っていますので、ご相談ください。

整備計画が認定されると

認定計画に係る区域（計画整備地区）内においては、すべての開発行為、建築行為について市町への届出が必要になるとともに、緑条例が適用される一般の地域における基準より地区計画による基準が優先される仕組みになっています。

届け出られた開発や建築の内容が整備計画に適合していない場合、市町は地区の意見を聞いた上で、開発事業者等に対して指導・助言を行います。

篠山市野中地区のまちづくり計画の例



別表 I 建築物の用途の一覧表

用 途	区 域				備 考
	集落区域	特定区域	農業区域	保全区域	
専用住宅・農家住宅・共同住宅 下宿・店舗等併用住宅・事務所 等兼用住宅	○	○	×	×	農家住宅のみ
大学・高专・各種学校	×	○	×	×	
スケート場・水泳場・ボート場	×	○	×	×	
ホテル・旅館	×	×	×	×	
自動車教習所	×	○	×	×	
料理店・キャバレー・ダンスホール	×	×	×	×	
劇場・映画館等	×	×	×	×	
マージャン店、パチンコ店	×	×	×	×	
カラオケボックス	×	×	×	×	
物品販売店、飲食店等(床面積150㎡以下)	○	○	×	×	
事務所(床面積150㎡超え)	×	○	×	×	
病院	○	○	×	×	
倉庫業倉庫	1Fかつ、300㎡以下	×	○	×	×
	2F以上かつ、300㎡超え	×	○	×	×
自動車車庫	1Fかつ、300㎡以下	○	○	×	×
	2F以上かつ、300㎡超え	×	○	×	×
工 場 等	農作業所・農業用倉庫	○	○	△	×
	自動車修理工場(150㎡以下)	×	○	×	×
	小規模工場(150㎡以下)	○	○	×	×
	中規模工場(150㎡超え)	×	○	×	×
危険性大、環境悪化のおそれある工場	×	×	×	×	
建ぺい率	60%	60%	60%	※	
容積率	200%	200%	200%	※	
高さ制限	10m以下	13m以下	10m以下	※	
敷地の最小限度(戸建住宅)	180㎡以上	180㎡以上	180㎡以上	※	
前面道路からの壁面後退	隣接指定あり2m 隣接指定あり2m 隣接指定あり2m 隣接指定あり2m				

注：○は建築可能なもの ×は建築不可能なもの △は一定条件下で建築可能なもの
保全区域では現用途の建替・増築のみ可能とする。(※形態制限は集落区域に準ずる)

5 参考資料



開発行為の許可・協議・届出の制度

開発行為をしようとするときは、あらかじめ、森と高原の区域（第1号区域）では知事の許可を得ることが、森を生かす区域（第2号区域）、田園の区域（第3号区域）及び自然と人の交流の区域（第2項区域）では知事又は市町長と協議を行い環境形成協定を締結することが、また、まちの区域（第4号区域）では知事又は市町長への届出が必要です。

対象となる開発行為について

中播磨地域では、一定規模以上（1号区域では500㎡以上、それ以外の区域では1,000㎡以上）の開発行為を行う場合は、緑条例の対象となります。

●この条例で、開発行為とは・・・

(1)主として建築物の建築又は
特定工作物の建設の用に
供する目的で行う



(2)土地の区画形質の変更
①土地の区画を変更すること
②土地の形質を変更すること
③土地の区画及び形質を変更すること

をいいます。(条例第2条第3項)

[解説]

(1)「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的」とは

土地の区画形質の変更を行う主たる目的が、建築物を建築すること又は特定工作物を建設することを言います。

○建築物とは

(条例第2条第1項)

この条例において「建築物」とは建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物を、「建築」とは同条13号に規定する建築をいう。

(建築基準法第2条第1号)「建築物」

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫のその他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上屋、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

(建築基準法第2条第13号)「建築」

建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。

○特定工作物とは

(条例第2条第2項)

この条例において「特定工作物」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項に規定する特定工作物をいう。

(都市計画法第4条第11項)

この法律において「特定工作物」とは、コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるもの（以下「第一種特定工作物」という。）又はゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるもの（以下「第二種特定工作物」という。）をいう。

「第一種特定工作物」及び「第二種特定工作物」については、それぞれ都市計画法施行令第1条第1項及び第2項に定められています。

(都市計画法施行令第1条第1項)

都市計画法（以下「法」という。）第4条第11項の周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

1. アスファルトプラント

2. クラッシュープラント

3. 危険物（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第116条第1項の表の危険物品の種類欄に掲げる危険物をいう。）の貯蔵又は処理に供する工作物（石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第5条第2項第2号に規定する事業用施設に該当するもの、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第8号に規定する保管施設又は同項第8号の2に規定する船舶役務用施設に該当するもの、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第2号ホに規定する補給施設に該当するもの、航空法（昭和27年法律第231号）による公共の用に供する飛行場に建設される航空機給油施設に該当するもの、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業（同項第2号に規定する小売電気事業を除く。）の用に供する同項第18号に規定する電気工作物に該当するもの及びガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物（同条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。）に該当するものを除く。）

(都市計画法施行令第1条第2項)

法第4条第11項の大規模な工作物で政令で定めるものは、次に掲げるもので、その規模が1ヘクタール以上のものとする。

1. 野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設である工作物（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の施設に該当するもの、港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設に該当するもの、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園に該当するもの及び自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第6号に規定する公園事業又は同条第4号に規定する都道府県立自然公園のこれに相当する事業により建設される施設に該当するものを除く。）

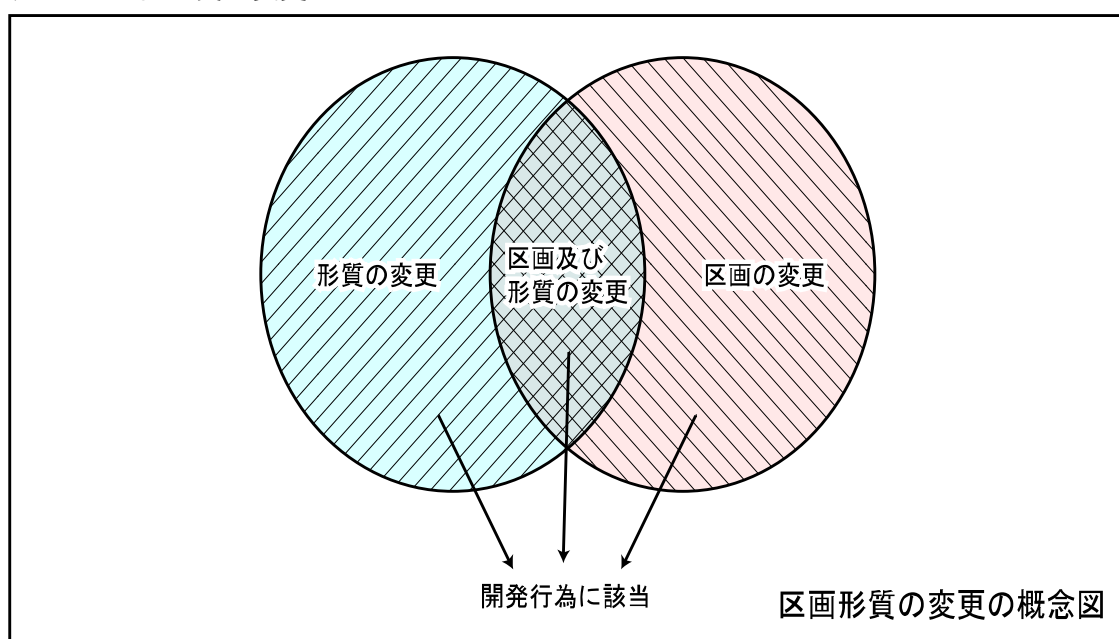
2. 墓園

ここで特に注意を要するのは、第二種特定工作物です。これについては、ゴルフコースのほか政令で野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他運動レジャー施設である工作物で、その規模が1ヘクタール以上のもの及び墓園でその規模が1ヘクタール以上のものと定義されています。

従って、野球場、庭球場や墓園で1ヘクタール未満のものについては、特定工作物に該当しません。

しかし、規模が小さいため特定工作物に該当しなくても、野球場、庭球場等に観覧席を設置し、それが建築基準法上の建築物に該当する場合は、建築物の建築を目的とする行為として取り扱うことになります。

(2) 土地の区画形質の変更について

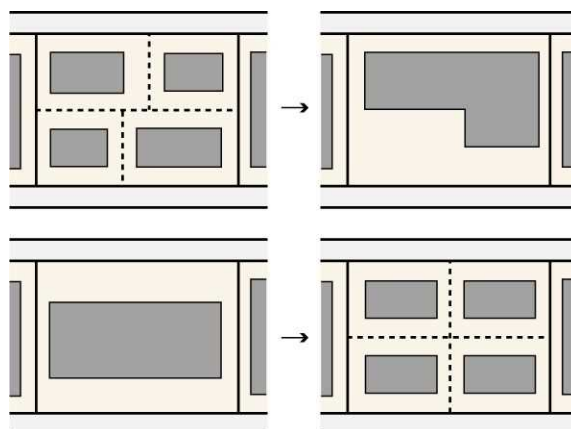


① 「区画の変更」とは

建築物の建築等の目的のために、土地の区画を物理的に変更することをいいます。具体には、建築物の建築等を目的として、道路、公園等の公共施設を新しく築造して建築区画の変更を行うことです。単なる分合筆のみを目的としたいわゆる権利区画の変更や、単なる形式的な分割又は統合は、区画の変更には該当しません。

(単なる形式的な区画の分割又は統合)

建築物の建築等を行う際に造成工事を伴わず、かつ、従来の敷地境界の変更について既存建築物の除却や、塀等の除却、設置が行われるにとどまる行為のことです。



②「形質の変更」とは

土地の形質とは、土地の形状と土地の性質のことです。

建築物の建築等を目的とした土地の形質の変更は、開発行為に該当します。

(土地の形状)

土地の形状とは、土地の立体的な状態（土地の起伏）のことです。

(土地の性質)

土地の性質とは、土地利用の用途のことであり開発行為の判断においては「宅地」、「公共施設」、「その他」の3つに分類されます。

「宅地」→建築物又は特定工作物の用に供されている土地

「公共施設」→道路、公園等の公共の用に供されている土地

「その他」→「宅地」、「公共施設」以外の土地

※ 建築物の建築等を目的として、田、畑、山林等の土地を宅地に変更する行為は、開発行為に該当します。（青空駐車場、露天資材置場に建築物の建築等を行う場合も土地の性質が変更されるため開発行為に該当します。）

(3) 取り扱い例一覧

(○：該当する ×：該当しない)

行為の態様	開発行為の該当	開発行為の該当	主たる目的	土地の区画形質の変更		
				区画の変更	形質の変更	
					形状の変更	性質の変更
①農地を盛土し、建築物を建築する。	○	○	×	○	○	
②農地を盛土し、露天駐車場とする。	×	×	×	○	×	
③既存建築物を取り壊し、造成の上、同一敷地に再び建築する。	○	○	×	○	×	
④既存建築物を取り壊し、造成を行わず、同一敷地に再び建築する。	×	○	×	×	×	
⑤既存建築物を取り壊し、造成を行わず、敷地を分割して独立住宅をそれぞれの区画に建築する。(公共施設の整備なし)	×	○	×	×	×	
⑥既存建築物を取り壊し、造成の上、敷地を分割して独立住宅をそれぞれの区画に建築する。(公共施設の整備なし)	○	○	×	○	×	
⑦複数の既存建築物を取り壊し、造成の上、敷地を統合して集合住宅を建築する。(公共施設の整備なし)	○	○	×	○	×	
⑧複数の既存建築物を取り壊し、造成を行わず、敷地を統合して集合住宅を建築する。(公共施設の整備なし)	×	○	×	×	×	
⑨既存建築物を取り壊し、道路を築造の上、敷地を分割して、それぞれの区画に建築する。	○	○	○	×	×	
⑩山林に道路のみを築造する。	×	×	○	×	×	
⑪山林を削り、土取り場とする。	×	×	×	○	×	
⑫山林に道路を築造し、道路周辺の山林を別荘地として造成し、区割りする。	○	○	○	○	○	
⑬露天駐車場又は資材置場の跡地に造成を行わずに集合住宅を建築する。	○	○	×	×	○	
⑭露天駐車場又は資材置場の跡地に道路を築造し、独立住宅をそれぞれの区画に建築する。	○	○	○	×	○	

※ ②における露天駐車場に、料金所のような社会通念上、その建築物のみでは機能しない建築物(附属建築物)だけが建築される場合は、「主たる目的」に該当しません。

(4)届出等が不要な開発行為

●次のような場合は、開発行為の許可・協議（協定）・届出の必要はありません。

◇開発行為の面積が次に該当する小規模な開発行為

- ・1号区域では、500㎡未満の開発行為
- ・その他の区域では、1,000㎡未満の開発行為

◇自己の居住のための建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

◇非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為

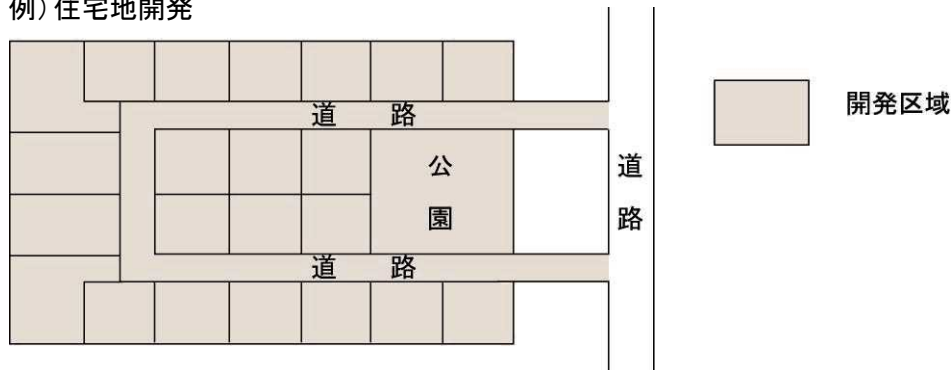
◇仮設建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

◇土木事業、その他の事業に一時的に使用される第一種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為

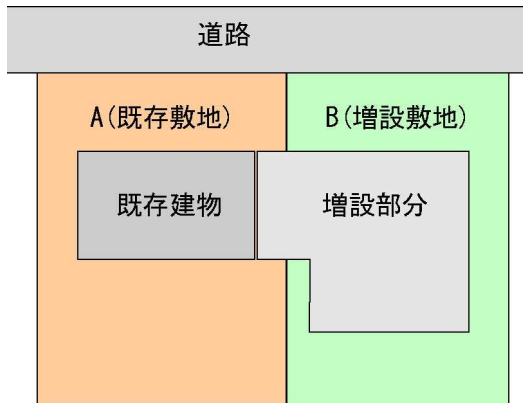
開発区域の考え方

開発区域は、開発行為をする土地の区域であり、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行う区域をいいます。

例) 住宅地開発



既存建築物と不可分な建築物の増築で敷地増を伴う場合の取扱い



①開発行為の判断

B（増設敷地）の部分において土地の区画形質の変更が行われるものは、開発行為に該当します。

②開発区域の設定

開発区域は、B（増設敷地）の部分だけでなくA（既存敷地）も含めて設定します。

③地域環境形成基準への適合

原則的には、開発区域全体で各環境形成区域の基準に適合させます。

※ 敷地増を行って、増設部分に別棟の建築物を建築し、既存敷地と一体的な土地利用を図る場合は、同様の取り扱いとします。

（例：学校で増設敷地に体育館を建築して、既存部分と一体的な土地利用を行う場合等。）

開発区域が2以上の環境形成区域にまたがる場合の取扱い

ア 全体面積が500㎡以上で、計画区域の一部が、1号区域内にある開発は許可が必要です。また、この場合は、協定は不要となります。

例1 1号区域（100㎡）、2号区域（500㎡）にまたがる開発計画
→ 600㎡全体が許可の対象

例2 1号区域（300㎡）、2号区域（1,200㎡）にまたがる開発計画
→ 1,500㎡全体が許可の対象

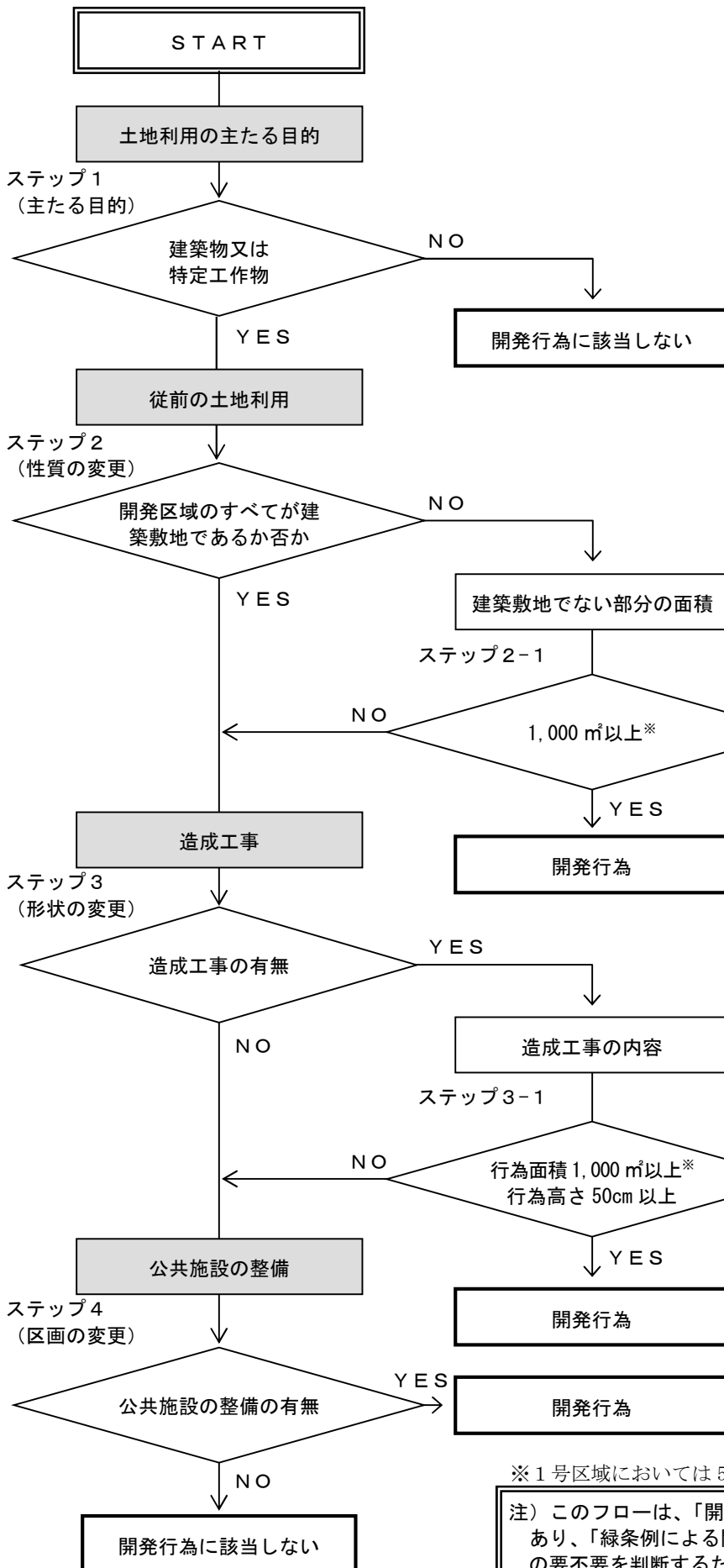
イ 全体面積が1,000㎡以上で、1号区域以外の2以上の区域にまたがる開発は協定が必要です。

例3 3号区域（500㎡）、4号区域（1,200㎡）にまたがる開発計画
→ 1,700㎡全体が協定の対象

開発区域が2以上の環境形成区域にまたがる場合の基準の取扱い

開発区域が2以上の環境形成区域にまたがる場合は、原則として、環境形成区域ごとにそれぞれの許可基準等に適合する必要があります。ただし、緑地（森林）の面積に係る基準にあっては、緑地の配置バランスに支障がない範囲において、それぞれの許可基準が要求する緑地の面積の合計が、開発区域全体で確保されていれば可とします。

(5) 開発行為の判断フロー



ステップ1
 [土地利用の主たる目的による判断]
 ①主たる目的が建築物の建築又は特定工作物の建設の場合は、ステップ2へ
 ②主たる目的が上記以外の場合は、開発行為に該当しない

ステップ2
 [従前の土地利用による判断]
 ①従前が建築物の敷地であった場合は、ステップ3へ
 ②上記以外はステップ2-1へ
 ステップ2-1
 ①建築敷地でない部分の面積が1,000㎡未満*の場合は、ステップ3へ
 ②建築敷地でない部分の面積が1,000㎡以上*の場合は開発行為に該当する

ステップ3
 [造成工事の有無による判断]
 ①造成工事がない場合は、ステップ4へ
 ②造成工事がある場合は、ステップ3-1へ
 ステップ3-1
 ①造成工事の内容が次の条件のいずれも満たす場合は、開発行為に該当する
 ・盛土、切土面積が1,000㎡以上*
 ・盛土、切土高さが50cm以上
 ②造成工事の内容が上記に該当しない場合は、ステップ4へ

ステップ4
 [公共施設の整備による判断]
 ①公共施設の整備がない場合は、開発行為に該当しない
 ②公共施設の整備がある場合は、開発行為に該当する

*1号区域においては500㎡、その他の区域においては1,000㎡
 注) このフローは、「開発行為」の有無を判断するためのものであり、「緑条例による開発行為の許可・協議(協定)・届出」等の要否を判断するためのものではない

(6) 候補樹種リストについて

候補樹種の選定は、中播磨地域特有の風景や施設とその周辺環境との調和を目的として、次のような考え方で候補樹種を選定しています。

① 森を生かす区域の候補樹木

ひょうご百年の森コンセプトブック（2002年12月作成）に掲載されている地域別推薦樹種を候補樹木としました。

② 田園の区域、風土を守る区域の候補樹木

● アメニティマスタープラン緑の県土づくり技術指針より

「アメニティマスタープラン緑の県土づくり技術指針（兵庫県：1989年）」の中で取り上げられている「特性一覧表」の中から、中播磨地域の特性に適した「播磨平野部」より、主な候補を抽出しました。

● 地域性の考慮

中播磨地域において、樹林地、河畔林、社寺林、民家の庭など、区域内に定着している樹種を抽出し、上記候補に追加しました。

● 参考文献より

一般流通性の高い候補樹種とするために、「建設物価版（（財）建設物価調査会）」を参照し、選定しました。

上記資料に加えて、特性の耐火、耐乾等は、「道路緑化ハンドブック」、「造園施工管理改訂版技術編」等を参考にしました。

候補樹種(中高木)

名前	形態	葉型	樹高	成長	移植	花		実		生育条件		耐性			主な用途
						花色	開花期(月)	実色	結実期(月)	光	水	積雪	乾寒風	暑さ	
アオギリ	落	広葉	5~10	早	易	—	—	—	—	陽	中	強	強	強	工場、街路樹、緑陰樹、景観樹
アカシデ	落	広葉	5~10	早		赤	3~4	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、景観樹
アカマツ	常	針葉	30~35	早	中	—	—	—	—	陽	乾	強	強	普	庭園、景観樹、緩衝樹
アキニレ	落	広葉	5~10	遅		—	—	—	—	陽	湿	強	強	強	海浜、庭園、建物周り、景観樹 緑陰樹、街路樹
アラカシ	常	広葉	15~20	早		—	—	—	—	陽	中	中	強	強	庭園、景観樹、緩衝樹、生垣
イスノキ	常	広葉	5~10	早	易	—	—	—	—	陽	中	中	中	強	庭園、景観樹、緩衝樹、生垣
イタヤカエデ	落	広葉	15~20	早	易	—	—	—	—	陽	中~湿	強	強	弱	庭園、景観樹、緑陰樹、街路樹
イチイ	常	針葉	5~10	遅	難	—	—	—	—	陽~中	中	強	強	弱	庭園、建物周り、景観樹、生垣
イトヒバ	常	針葉	5~10	遅		—	—	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、景観樹
イヌシデ	落	広葉	5~10	早	易	黄	3~4	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、景観樹、緑陰樹
イヌマキ	常	針葉	15~20			—	—	—	—	陽	中	弱	弱	強	庭園、景観樹、生垣
イロハモミジ	落	広葉	10~15	早	易	—	—	—	—	陽	湿	強	強	強	庭園、景観樹、緑陰樹、街路樹
ウバメガシ	常	広葉	5~10	遅	中	—	—	—	—	陽	乾	強	強	強	庭園、海浜、景観樹、緑陰樹 街路樹
ウメ	落	広葉	5~10	遅	中	白/淡紅	2~3	淡緑	5~6	陽	中	強	強	強	庭園、景観樹、花木、果樹
ウラジロガン	常	広葉	15~20	早	難	—	—	—	—	陽~中	中	強	強	強	庭園、景観樹、緩衝樹、生垣
ウラジロモミ	常	針葉	5~15		難	—	—	—	—	陽~陰		強	強		景観樹、添景樹
エゴノキ	落	広葉	5~15	早	中	白	5~6	淡緑	8~9	陽	中	強	強	強	庭園、雑木林、建物周り、景観樹 花木
エノキ	落	広葉	15~20	早	中	—	—	—	—	陽	中	強	強	強	水辺、海浜、緑陰樹、緩衝樹
オオシマザクラ	落	広葉	5~10	早	易	白	3~4	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、工場、花木、街路樹
オオヤマザクラ	落	広葉	5~10	遅		淡紅	4~5	—	—	陽	中	強	強	弱	庭園、街路樹、花木
オトメツバキ	常	広葉	~5		易	淡紅	2~4	—	—	陽	中	強	強	強	景観樹、花木、生垣
カキ	落	広葉	5~10	遅	難	淡黄	5~6	橙	10~11	陽	中			中	庭木、果樹、景観樹
カクレミノ	常	広葉	~5	遅		—	—	—	—	陽	中	中	中	強	庭園、景観樹
カシワ	落	広葉	5~10	遅	難	—	—	—	—	陽	湿	強	強	中	庭園、緩衝樹
カツラ	落	広葉	10~15	早	易	—	—	—	—	陽	湿	強	強	中	庭園、建物周り、景観樹、緑陰樹 街路樹
カナメモチ	常	広葉	5~10	早		—	—	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、景観樹、生垣
カヤ	常	針葉	10~30	遅	易	—	—	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、景観樹、生垣、緩衝樹
キャラボク	常	針葉	~5	遅	中	—	—	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、建物周り、添景樹、根締め 生垣、トピアリー、造形、縁取り
キンモクセイ	常	広葉	5~10	遅	易	橙黄	10	—	—	陽	中	中	中	強	庭園、景観樹、花木
クスノキ	常	広葉	10~20	早	中	—	—	—	—	陽	中	弱	弱	強	建物周り、景観樹、緩衝樹 街路樹、緑陰樹
クスギ	落	広葉	10~15	早	難	—	—	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、雑木林、景観樹、緩衝樹
クログネモチ	常	広葉	10~20	遅	易	—	—	赤	11~2	陽	中	中	中	強	庭園、景観樹、緩衝樹

候補樹種(中高木)

名前	形態	葉型	樹高	成長	移植	花		実		生育条件		耐性			主な用途
						花色	開花期(月)	実色	結実期(月)	光	水	積雪	乾寒風	暑さ	
クロマツ	常	針葉	10~30	早		—	—	—	—	陽	乾	強	強	強	庭園、工場、景観樹、緩衝樹
ケヤキ	落	広葉	10~30	早	易	—	—	—	—	陽	中	強	強	強	建物周り、景観樹、緑陰樹、街路樹
コウオトメツバキ	常	広葉	~5		易	赤	2~4	—	—	陽	中	強	強	強	景観樹、花木、生垣
コウヤマキ	常	針葉	5~10	遅	難	—	—	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、景観樹
コナラ	落	広葉	15~20	早		—	—	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、雑木林、景観樹、緩衝樹
コブシ	落	広葉	5~10	早	難	白	3~4	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、建物周り、雑木林、景観樹 花木、街路樹
サカキ	常	広葉	5~10	遅	難	—	—	—	—	中	中	中	中	強	庭園、遮蔽樹、生垣
サザンカ	常	広葉	5~10	遅		白/淡紅 濃紅	10~1	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、景観樹、花木、生垣
サトザクラ	落	広葉	5~10	早	中	白/黄 淡紅	4~5	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、工場、花木、街路樹
サルスベリ	落	広葉	~10	遅		白/淡紅 紫/濃紅	7~9	—	—	陽	中	中	中	強	庭園、建物周り、花木、景観樹 街路樹
サワグルミ	落	広葉	10~20	早		—	—	—	—	陽	湿	強	強	中	水辺、街路樹、景観樹
サワラ	常	広葉	10~15	早	易	—	—	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、景観樹、緩衝樹、生垣
サンゴジュ	常	広葉	10~15	早	易	白	6~7	赤	8~11	陽	中	中	中	強	庭園、景観樹、緩衝樹、生垣
シダレザクラ	落	広葉	~5	早	難	淡紅/白	4~5	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、花木
ショウジョウノムラ	落	広葉	~5	早		—	—	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、建物周り、景観樹
シラカシ	常	広葉	10~20	早	中	—	—	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、景観樹、緩衝樹、緑陰樹 生垣
シロダモ	常	広葉	5~10	早	難	—	—	赤	9~12	中	中	中	中	強	雑木林、緩衝樹
スギ	常	針葉	10~30	早	中	—	—	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、景観樹、緩衝樹、生垣
スダジイ	常	広葉	10~20	早		—	—	—	—	陽	中	中	中	強	庭園、景観樹、緩衝樹、生垣
ソメイヨシノ	落	広葉	5~10	早	易	淡紅	3~4	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、工場、花木、街路樹
ソヨゴ	常	広葉	~5			白	7	赤	9~1	中	中	強	強	中	庭園、建物周り、雑木林、景観樹 緩衝樹
タブノキ	常	広葉	10~20	早	難	—	—	—	—	陽	中	弱	弱	強	工場、景観樹、緩衝樹
ナツツバキ	落	広葉	5~10	早	中	白	6~7	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、建物周り、花木、景観樹
ネズミモチ	常	広葉	~5	早		白	5~7	黒紫	10	陽	中	中	強	強	庭園、緩衝樹、生垣
ネムノキ	落	広葉	5~10	早	中	淡紅	6~8	—	—	陽	中	強	中	強	庭園、緑陰樹、花木、景観樹
ハクウンボク	落	広葉	5~10	早		白	5~6	白	8~10	陽	中	強	強	中	庭園、建物周り、景観樹、緑陰樹 花木、街路樹
ハクモクレン	落	広葉	5~10	早	難	白	3~4	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、建物周り、景観樹、花木 街路樹
ハマボウ	落	広葉	~5	早	易	黄	6~8	—	—	陽	中	弱	弱	強	庭園、海浜、水辺、花木
ハルニレ	落	広葉	5~15	早	易	—	—	—	—	陽	湿	強	強	中	建物周り、景観樹、緑陰樹、街路樹
ヒイラギ	常	広葉	~5	遅	易	白	10~12	—	—	中	中	強	強	強	庭園、景観樹、遮蔽樹、生垣
ヒイラギモクセイ	常	広葉	~5	遅	易	白	10	—	—	陽	中	中	中	強	庭園、緩衝樹、生垣
ヒノキ	常	針葉	10~30	早		—	—	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、景観樹、緩衝樹、生垣

候補樹種(中高木)

名前	形態	葉型	樹高	成長	移植	花		実		生育条件		耐性			主な用途
						花色	開花期(月)	実色	結実期(月)	光	水	積雪	乾寒風	暑さ	
ヒメシヤラ	落	広葉	5~10	遅	中	白	6~7	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、建物周り、景観樹、花木
ヒメユズリハ	常	広葉	5~10	遅	難	—	—	—	—	陽	中	弱	弱	強	庭園、景観樹、緩衝樹
ベニカナメモチ	常	広葉	~5	早		—	—	—	—	陽	中	中	中	強	庭園、景観樹、生垣
ホオノキ	落	広葉	5~15	早	難	白	5~6	—	—	陽	中	強	強	強	雑木林、花木、緑陰樹、景観樹
ホルトノキ	常	広葉	5~10	早	中	—	—	—	—	陽	中	弱	弱	強	庭園、景観樹、緩衝樹、街路樹
マテバシイ	常	広葉	5~10	早	難	—	—	—	—	陽	中	弱	強	強	庭園、海浜、景観樹、緑陰樹 街路樹
マユミ	落	広葉	~5	早	易	—	—	赤	10~11	陽	中	強	強	強	庭園、景観樹
マンサク	落	広葉	~5	早	易	黄	2~3	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、建物周り、花木
ムクノキ	落	広葉	10~20	早	中	—	—	—	—	陽	中	強	強	強	雑木林、緑陰樹
モチノキ	常	広葉	5~20	遅	易	—	—	赤	10~3	中	中	強	強	強	庭園、景観樹、緩衝樹、生垣
モッコク	常	広葉	5~10	遅		—	—	—	—	陽	中	中	強	強	庭園、景観樹、緩衝樹
ヤブツバキ	常	広葉	5~10	遅	易	紅/淡紅	2~3	—	—	陽	中	中	強	強	庭園、景観樹、緩衝樹、花木、生垣
ヤブニツケイ	常	広葉	5~10	早	難	—	—	—	—	陽	中	弱	中	強	建物周り、緩衝樹
ヤマザクラ	落	広葉	5~20	早		淡紅/白	4~5	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、花木、街路樹
ヤマボウシ	落	広葉	5~10	遅		白	6~7	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、建物周り、景観樹、花木
ヤマモモ	常	広葉	5~15	遅		—	—	赤	6~7	陽	中	弱	中	強	庭園、景観樹、緩衝樹、果樹
ユズリハ	常	広葉	5~10	遅	難	—	—	—	—	中	中	中	中	強	庭園、景観樹
ラカンマキ	常	針葉	5~10	遅		—	—	—	—	陽	中	中	弱	強	建物周り、景観樹、生垣

候補樹種(低木)

名前	形態	葉型	樹高	成長	移植	花		実		生育条件		耐性			主な用途
						花色	開花期(月)	実色	結実期(月)	光	水	積雪	乾寒風	暑さ	
アオキ	常	広葉	~3	早	易	—	—	赤	12~3	陰	中	強	強	中	庭園、工場、遮蔽樹、緩衝樹 植え潰し
アキグミ	落	広葉	~3	早	難	白	4~5	赤	9~11	陽	中	強	強	強	庭園、水辺、雑木林、刈り込み 海浜、添景樹、砂防樹
アジサイ	落	広葉	~1.5	早	易	青/紫/紅	5~7	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、工場、花木、添景樹
アセビ	常	広葉	~3	遅	易	白	3~5	—	—	中	中	強	中	中	庭園、建物周り、花木、根締め 添景樹、刈り込み、ボーダー
イヌツゲ	常	広葉	~3	遅	易	—	—	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、工場、建物周り、道路、生垣、刈込 植え潰し、ボーダー、トピアリー、造形
ウツギ	落	広葉	~3	早	易	白	5~6	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、雑木林、生垣、添景樹 境界樹
ウメモドキ	落	広葉	~3	遅		—	—	赤	10~12	陽~中	中	強	強	強	庭園、建物周り、添景樹、花木
ガクアジサイ	落	広葉	~1.5	早	易	青/紫/紅	5~7	—	—	陽~中	中	強	強	中	庭園、工場、海浜、花木、添景樹
ガマズミ	落	広葉	~3	早	易	白	5~6	赤	9~11	陽	中	強	強	中	庭園、雑木林、添景樹、花木
カンツバキ	常	広葉	~1.5	遅		赤	11~2	—	—	中	中	中	強	強	庭園、建物周り、工場、花木、刈込 根締め、ボーダー
クチナシ	常	広葉	~1.5	早	易	白	5~6	黄	9~12	中	中	弱	弱	強	庭園、工場、建物周り、花木、生垣 根締め、刈込、添景樹
コムラサキシキブ	落	広葉	~1.5	早		淡紫	6~7	紫	9~11	陽	中	強	強	強	庭園、工場、添景樹、根締め
サツキツツジ	常	広葉	~1.5	早	易	淡紫	5~6	—	—	陽~中	中	強	強	強	庭園、建物周り、工場、道路、花木 根締め、刈込、ボーダー
シモツケ	落	広葉	~1.5	早	易	赤	5~7	—	—	陽~中	中	強	強	強	庭園、水辺、花木、根締め、刈込 ボーダー、添景樹
シャリンバイ	常	広葉	~4	遅	難	白	5	黒紫	10~11	陽	乾	強	強	強	庭園、建物周り、道路、海浜、刈込 添景樹、根締め、ボーダー、緩衝樹
センリョウ	常	広葉	~1.5	遅		—	—	赤/黄	11~2	中	中	弱	弱	中	庭園、建物周り、根締め
タニウツギ	落	広葉	~3	早	易	淡紅	5~6	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、花木、添景樹、ボーダー
ドウダンツツジ	落	広葉	~1.5	遅	易	白	4~5	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、工場、建物周り、道路、花木 刈込、玉物、生垣、ボーダー
トサミズキ	落	広葉	~4	早	易	黄	3	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、工場、花木、添景樹
トベラ	常	広葉	~4	早	難	白	5~6	赤	11~12	陽	中	中	中	強	庭園、建物周り、道路、海浜、生垣 添景樹、根締め、刈込
ナワシログミ	常	広葉	~3	早	難	白	9~11	赤	4~5	陽	中	強	強	強	庭園、工場、道路、海浜、根締め、 刈込、ボーダー、生垣
ナンテン	常	広葉	~3	遅		白	5~6	赤	12~2	中	中	強	強	中	庭園、根締め、添景樹、生垣
ニシキギ	落	広葉	~3	早	易	—	—	赤	10~11	中	中	強	強	中	庭園、工場、雑木林、道路、添景樹 生垣、刈込、根締め
ヒラギナンテン※	常	広葉	~1.5	遅	易	黄	2~3	黒紫	6~7	陽	中	強	強	強	庭園、工場、根締め、添景樹 ボーダー
ハコネウツギ	落	広葉	~3	早	易	白/淡紅 紅	5~7	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、海浜、花木、添景樹
ヒサカキ	常	広葉	~3	遅	易	—	—	—	—	陽~陰	中	強	強	強	庭園、工場、生垣、根締め、刈込、 遮蔽樹、緩衝樹
ヒュウガミズキ	落	広葉	~1.5	早	易	黄	3~4	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、工場、建物周り、花木、添景 樹、刈込、ボーダー、根締め
ヒラドツツジ	常	広葉	~2	早	易	紫/白 淡紅	4~5	—	—	陽	中	中	中	強	庭園、建物周り、工場、道路、花木 根締め、刈込、ボーダー、添景樹
マサキ	常	広葉	~3	早	易	—	—	赤	11~2	陽	中	強	強	強	庭園、工場、道路、海浜、生垣 刈込
マメツゲ	常	広葉	~1.5	遅	中	—	—	—	—	陽	中	強	中	強	庭園、建物周り、工場、道路、刈込 ボーダー、造形
マルバシャリンバイ	常	広葉	~1.5	遅	難	白	5	—	—	陽	乾	中	中	強	庭園、建物周り、添景樹、根締め 海浜、道路、植え潰し、刈り込み
マンリョウ	常	広葉	~1.5	遅	難	—	—	赤	10~3	陰	中	強	強	中	庭園、自然林、根締め

候補樹種(低木)

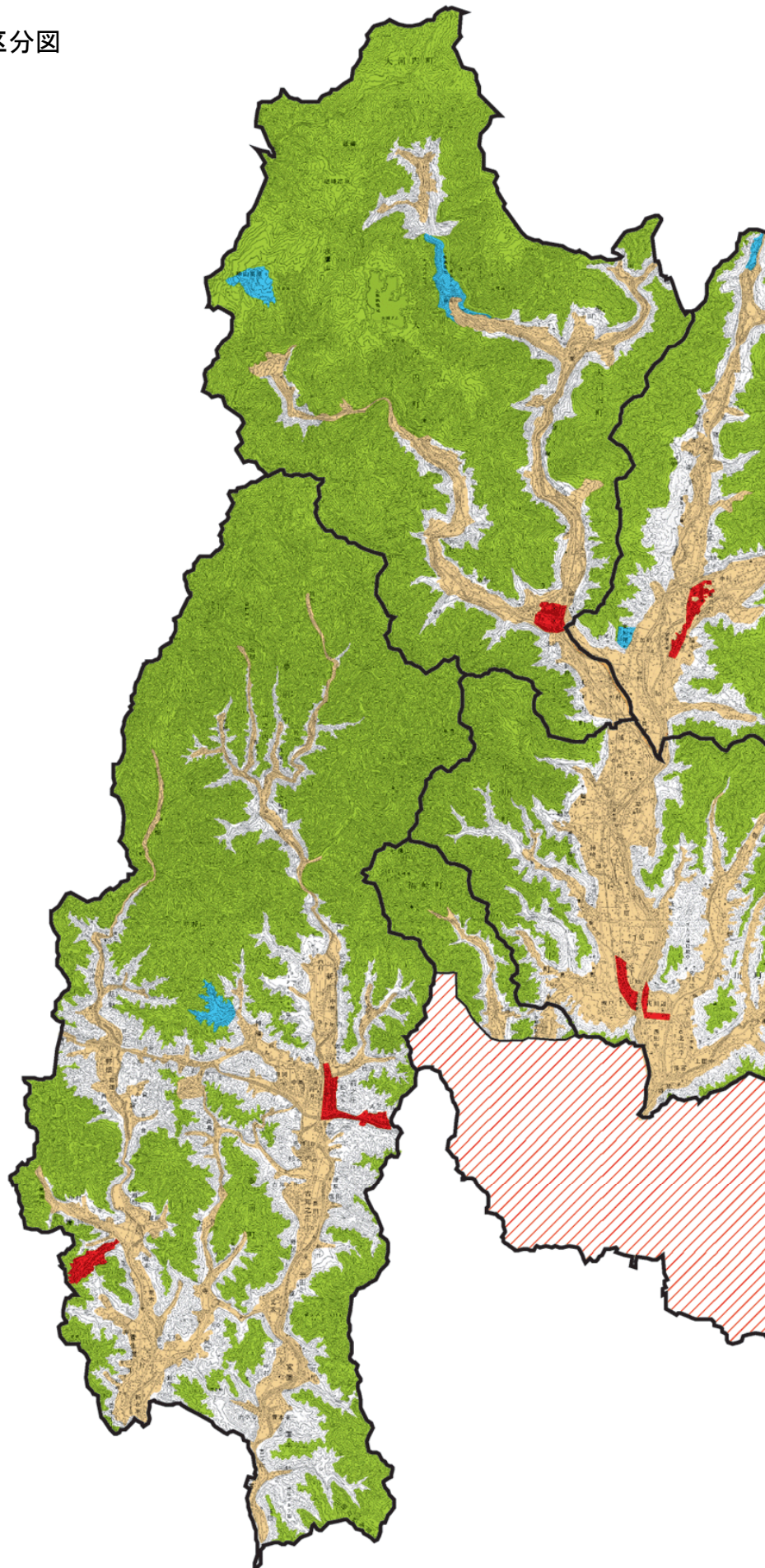
名前	形態	葉型	樹高	成長	移植	花		実		生育条件		耐性			主な用途
						花色	開花期(月)	実色	結実期(月)	光	水	積雪	乾寒風	暑さ	
ミツバツツジ	落	広葉	～3		易	淡紅	4	—	—	中	中	強	強	中	庭園、建物周り、添景樹、花木
ヤマツツジ	半落	広葉	～3	遅	易	赤	4～5	—	—	中	中	強	強	中	庭園、雑木林、花木、添景樹
ヤマハギ※	落	広葉	～1.5	早		紅紫	8～10	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、雑木林、法面、花木、肥料木
ヤマブキ	落	広葉	～1.5	早	易	黄	4～5	—	—	中	中	強	強	中	庭園、工場、花木、根締め、添景樹
ユキヤナギ	落	広葉	～1.5	早	易	白	3～4	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、建物周り、根締め、添景樹 道路、花木、刈込、ボーダー
レンゲツツジ	落	広葉	～1.5		易	赤/黄	4～5	—	—	陽～中	中	強	強	弱	庭園、添景樹、花木

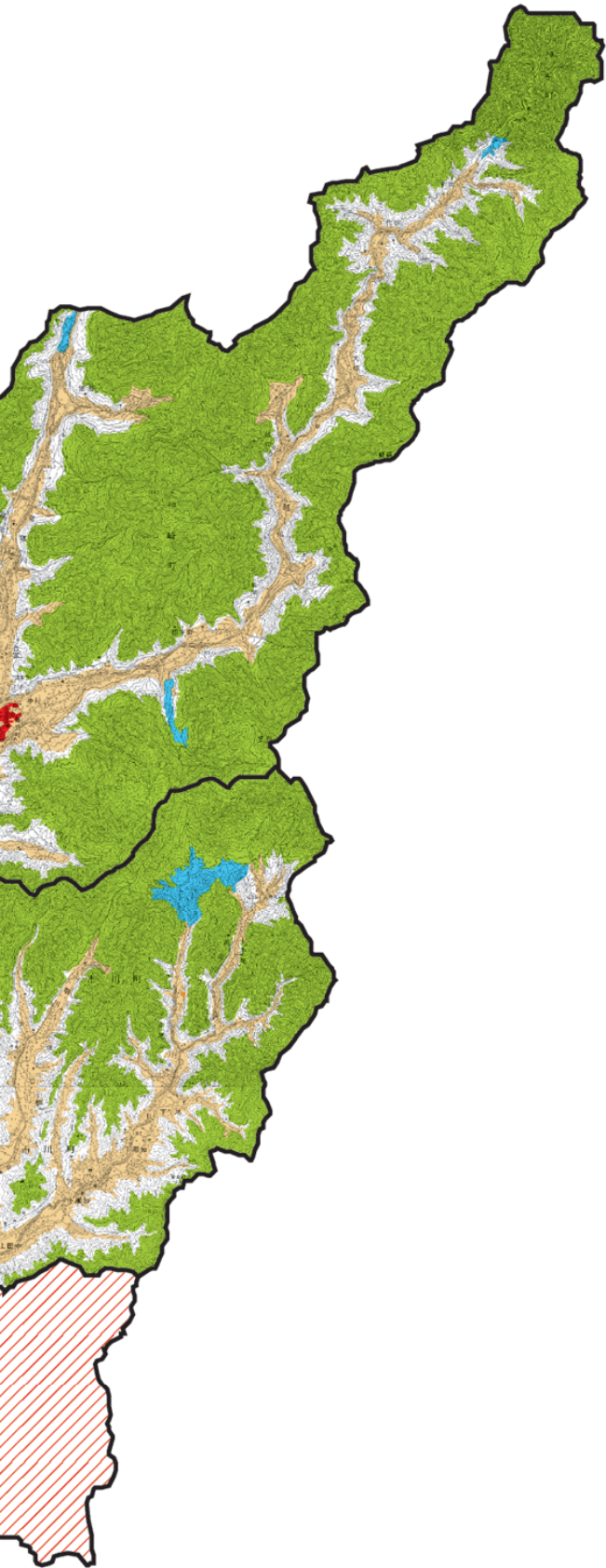
候補樹種(地被類・ササ類・ツル性)

名前	形態	種類	花		葉		実		生育条件		耐性			備考
			花色	開花期(月)	葉色	紅葉色	実色	結実期(月)	火	水	積雪	乾寒風	暑さ	
アケビ	落	ツル	紫	3～4	緑	—	茶	8～11	陽	中	強	強	中	巻き付き登はん性
イタビカズラ	常	ツル	—	—	緑	—	—	—	陽	中	中	中	強	登はん性
オオイタビ	常	ツル	—	—	緑	—	—	—	陽	中	中	弱	強	登はん性、吸着登はん吸着下垂性
オカメザサ	常	ササ	—	—	緑	—	—	—	陽	中	強	強	強	
キツタ	常	ツル	—	—	緑	—	—	—	中	中	強	強	強	登はん性
ギボウシ	落	花草	白/紫	6～8	緑/斑入	—	—	—	中	中	強	強	中	
スイカズラ	半常	ツル	白	5～6	—	—	—	—	陽	中	強	強	強	巻き付き登はん性
ツルマサキ	常	ツル	緑白	6～7	緑	—	黄赤	10～11	中	中	—	強	強	登はん性
ツワブキ	常	花草	黄	10～12	緑	—	—	—	中	中	中	中	強	
テイカカズラ	常	ツル	白	5～6	緑	—	—	—	陽	中	強	強	強	登はん性、巻き付き登はん性
ハイビヤクシン	常	地被	—	—	—	—	—	—	陽	乾	強	強	強	
フッキソウ	常	地被	—	—	緑	—	—	—	中	中	強	強	中	
ヘデラヘリックス	常	ツル	—	—	緑	—	—	—	陽	中	強	強	強	登はん性、下垂性
ムベ	常	ツル	白	4～5	緑	—	紫	8～11	陽	中	中	中	強	巻き付き登はん性
ヤブコウジ	常	木本	—	—	緑	—	赤	11～2	中	中	強	中	強	
ヤブラン	常	葉草	紫	8～9	緑	—	—	—	中	中	強	強	強	
リュウノヒゲ	常	葉草	淡紫	6～7	濃緑	—	—	—	陽～陰	中	強	強	強	

※ヒイラギナンテンとヤマハギについては、「生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物への対応(平成22年3月兵庫県)」に基づき、県内において特に影響が大きいと考えられる外来生物種に指定されていますので、原則として採用しないよう注意してください。

中播磨環境形成地域 環境形成区分図





※各町の白地図(1/10,000)を元に作成しているため
若干の誤差が生じている場合もあります

